

事業名	スクールカウンセラー活用事業補助
主管課及び関係課 (課長名)	(主管課) 初等中等教育局児童生徒課 (課長: 関 靖直)
上位施策目標	<p>施策目標 2 - 2 豊かな心の育成と児童生徒の問題行動等への適切な対応</p> <p>達成目標 2 - 2 - 4 全国の公立中学校において、全ての生徒が専門的な教育相談を受けることができる体制を整備する。</p>
事業の概要	<p>児童生徒の問題行動は依然として憂慮すべき状況にある。こうした問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決のためには、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを配置することが必要であり、平成17年度までに約1万校(3学級以上の公立中学校)へ拡充し、公立中学校の全ての生徒がスクールカウンセラーに相談できる環境を整備する。</p>
予算額及び事業開始年度	平成16年度概算要求額: 4,845百万円(平成15年度予算額3,994百万円) 事業開始年度: 平成13年度
必要性	<p>児童生徒の問題行動等の状況は、平成14年度において、不登校児童生徒数は約13万人1千人、暴力行為の発生件数は約3万3千件、いじめの発生件数は約2万2千件に上るなど、憂慮すべき状況にある。</p> <p>こうした、児童生徒の問題行動等に対応するためには、子どもたちの悩みや不安を受け止めて相談に当たることが大切であり、従来の「指導的」側面のアプローチだけでは不十分であることから、外部の専門家の協力を得て、学校における教育相談体制の充実を図ることが、国としての喫緊の課題となっている。</p> <p>また、関係分野の専門家等からなる「少年の問題行動等に関する調査研究協力者会議」において、少年の凶悪事件の分析等が行われた結果、児童生徒の心のサインを見逃さず早期に対応することが重要であり、そのためにはすべての児童生徒がスクールカウンセラーに相談できる体制を整備していくことが必要である旨の提言がまとめられおり(平成13年4月)、本年3月に「不登校問題に関する調査研究協力者会議」がとりまとめた「今後の不登校の在り方について(報告)」においても出来るだけ早期に全ての児童生徒がスクールカウンセラーに相談できる機会を設けていくことが適当であると提言されているところ。</p>
効率性	<p>こうしたことから文部科学省では、平成7年度から、臨床心理士などの児童生徒の臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして配置してきたところである。</p> <p>今まで、実施してきたスクールカウンセラーの配置は、調査研究委託事業であったことから、配置に関する経費は全額国庫負担であったが、これを地方公共団体の全額負担とすると、財政力の格差等から地域格差が生じ、全国的な教育水準の維持向上に重大な支障を来すおそれがある。</p> <p>このため、スクールカウンセラーの配置を補助事業(1/2)として実施することにより、各地方公共団体の財政力の格差に関わらず、スクールカウンセラーの配置を進めることが可能になり、全国的な教育水準の維持向上を図ることができる。</p> <p>こうしたことにより、平成14年度においては、6,572校にスクールカウンセラーの配置が進んできているところ。</p>
有効性	<p>いままでの、調査研究を通じて、後掲のような効果が得られるとともに、こうした効果を上げていく上で次のような「専門性」、「外部性」が必要であることが確認された。</p> <p>スクールカウンセラーは、児童生徒へのカウンセリングや教職員・保護者への専門的な助言・援助を行うことから、臨床心理に関して高度の「専門性」を有していることが必要である。</p> <p>児童生徒等が気兼ねなく相談できるためには、学校の教員以外の者であるという「外部性」を確保することも必要である。</p> <p>その成果については下記のとおりである。</p> <p>学校全体 スクールカウンセラーの助言により、家庭、関係機関との連携の下、学校全体で生徒指導に取り組めるようになった。</p> <p>児童生徒・保護者 スクールカウンセラーが、教員とは異なり、成績の評価などを行わない第三者的な存在であるため、児童生徒・保護者が気兼ねなくカウンセリングを受けることができた。</p> <p>教員 スクールカウンセラーの助言を受けることにより、児童生徒と接する際の意識が変わるとともに、児童生徒の様々な悩みに関し、適切な対応をとることができるようになった。</p> <p>外部との連携</p>

	<p>学校が適応指導教室、警察児童相談所など学校外の機関と連携・協力を図る上でスクールカウンセラーの助言が効果的であった。</p> <p>こうしたことにより、全体として、配置校では暴力行為や不登校の発生が抑制されており、量的データを見ても、平成12年度からスクールカウンセラー配置後の14年度にかけての発生状況は、  暴力行為は全国平均15.5%減に対して配置校は19.8%減  不登校は全国平均2.4%減に対して配置校は4.0%減  となっている。</p>
得ようとする効果の達成見込みの判断根拠(判断基準)	これまでの「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」実施により、スクールカウンセラー配置校では暴力行為や不登校の増加が抑制されており、本事業では、スクールカウンセラーの配置が進むとともに、全国レベルで、同様の効果が得られると判断できる。
得ようとする効果及び達成年度	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 70%;"> 児童生徒の問題行動等の状況は依然として憂慮すべき状況にあることから、生徒の悩みや不安を受け止め、心のケアにあたるスクールカウンセラー等を学校に配置し、教育相談体制の充実を図ってきたところである。  文部科学省としては、平成17年度までに約1万校(3学級以上)に配置し、公立中学校のすべての生徒がスクールカウンセラーに相談できる体制が整備されるよう、その配置の充実に努めていくこととしている。 </div> <div style="width: 25%; text-align: center;"> 達成年度    平成17年度 </div> </div>

# スクールカウンセラー活用事業補助

学校のカウンセリング機能の充実を図るため、都道府県等が行う臨床心理士など「心の専門家」であるスクールカウンセラーの活用に関する調査研究に対して補助します。

